

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
許認可等標準処理日数一覧表							許認可等標準処理日数一覧表								
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処理日 数	区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処理日 数
				経 由 機 関	経 由 日 数							経 由 機 関	経 由 日 数		
[略]							[略]								
教育 行政 組織 通則	1 教育財産 の使用許可 （青少年の 家を除く教 育機関の分 掌する教育 財産に係る ものであっ て重要かつ 異例に属す るもの並び に青少年の 家の分掌す る教育財産 に係るもの に限る。）	[略]					教育 行政 組織 通則	1 教育財産 の使用許可 （青少年の 家及び野外 活動センタ ーを除く教 育機関の分 掌する教育 財産に係る ものであっ て重要かつ 異例に属す るもの並び に青少年の 家及び野外 活動センタ ーの分掌す る教育財産 に係るもの に限る。）	[略]						
	2 教育財産	[略]			教育	[略]		2 教育財産	[略]				教育	[略]	

	の使用許可 (青少年の家を除く教育機関の分掌する教育財産に係るものであって、重要かつ異例に属するものを除く。)			機関 (青少年の家を除く。)	
[略]					
社会	[略]				
教育	4	[略]	[略]		
・体育	5	野外活動センターの使用許可及び使用許可を受けた事項の変更の許可	7		生涯学習文化財課
		野外活動センター条例(昭和49年岩手県条例第18号)第1条の2第1項			7
文化	[略]				
信託	1	公益信託の引受けの許可	30		教育企画室
	2	公益信託の変更の許可	30		教育企画室
	3	公益信託の併合の許可	30		教育企画室

	の使用許可 (青少年の家及び野外活動センターを除く教育機関の分掌する教育財産に係るものであって、重要かつ異例に属するものを除く。)			機関 (青少年の家及び野外活動センターを除く。)	
[略]					
社会	[略]				
教育	4	[略]	[略]		
・体育					
文化	[略]				

4 公益信託 の分割の許 可	公益信託 ニ関スル 法律第6 条	30		教育 企画 室	30
5 公益信託 の受託者の 辞任の許可	公益信託 ニ関スル 法律第7 条	30		教育 企画 室	30
6 保存行為 等の範囲を 超える行為 の許可	信託法（ 平成18年 法律第 108号） 第66条第 4項（同 法第74条 第6項に おいて準 用する場 合を含む 。）及び 公益信託 ニ関スル 法律第8 条	30		教育 企画 室	30
7 信託財産 管理者又は 信託財産法 人管理人の 辞任の許可	信託法第 70条（同 法第74条 第6項に おいて準 用する場 合を含む 。）にお いて読み 替えて準 用する第 57条第2 項及び公 益信託ニ 関スル法 律第8条	30		教育 企画 室	30

<u>8</u> 信託管理 人の辞任の 許可	信託法第 128 条 第 2 項にお いて準用 する第57 条第 2 項 及び公益 信託ニ関 スル法律 第8条	<u>30</u>		教育 企画 室	<u>30</u>
<u>9</u> 公益信託 の終了に伴 う残余財産 の処分の承 認	公益信託 の引受け の許可及 び監督に 関する条 例（平成 11年岩手 県条例第 64号）第 10条	<u>30</u>		教育 企画 室	<u>30</u>
共済	[略]				
[略]					
共済	[略]				
[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。